

広島県水道広域連合企業団管理規程第20号

広島県水道広域連合企業団水道事業審議会規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団水道事業審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第5号）第2条第1項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等について定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員の人数は12人以内とし、学識経験を有する者、公共的団体を代表する者又は水道の利用者のうちから企業長が任命する。

2 前項の委員のうち、公共的団体を代表する者及び水道の利用者については、調査審議の対象となる広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に規定する水道事業（以下「対象事業」という。）ごとに、その関係者を選任する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、任命の日から対象事業に係る調査審議の終了の日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたとき、若しくは定められていないときは、企業長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、本部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。